

### 施術所廃止・休止・再開届書届留意事項

- 廃止（休止、再開）事実の発生から10日以内に届ける必要があります。（10日を過ぎている場合は、遅延理由書の添付が必要です。（様式なし））
- 事前に届出することはできません。
- 廃止、休止、再開のいずれかに○を記入してください。
- 休止届は、休止期間がおおむね1年以内であり、再開することがほぼ確実な場合であり、休業期間が1年以上で再開の目途がたっていない場合は、廃止届を考えてください。
- 開設者の死亡・失踪等による届出の場合は、戸籍法の規定に基づく届出義務者が届出をしてください。（届出義務者とは、死亡の場合は、同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人であり、失踪の場合は、失踪宣言を裁判所に提出した者です）
- 開設者の死亡・失踪等による届出の場合、開設者住所・氏名・電話番号欄には、届出義務者の住所・氏名・電話番号を記入するとともに、開設者との続柄（関係）を記載してください。